

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

三朝町長

三朝町規則第5号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年三朝町規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の別に定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の別に定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の別に定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の別に定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
(15) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)</u> を養育する職員が、その子の <u>看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事</u>	1の年において5日((定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が別に定める時間)その養育する <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日</u>)の範囲内の期間	(15) <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)</u> を養育する職員が、その子の <u>看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話をを行うことをいう。)</u> のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日((定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が別に定める時間)その養育する <u>小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日</u>)の範囲内の期間

のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合		
略	略	
2 略	2 略	

(三朝町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 三朝町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年三朝町規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特別休暇) 第14条 任命権者は、会計年度任用職員が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。		(特別休暇) 第14条 任命権者は、会計年度任用職員が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。	
事由	期間	事由	期間
略		略	
(7) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上あるものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間	(7) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上あるものであって、 <u>6月以上の任用期間が定められているもの又は6月以上</u> 継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
略		略	
(10) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上	2日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間	(10) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上	2日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間

<p>あるものに限る。)が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>		<p>あるものであって、6月以上の任用期間が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>(11) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上あるものに限る。)の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する当該会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>	<p>(11) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上あるものであって、6月以上の任用期間が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する当該会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>(15) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避す</p>	<p>その都度必要と認められる期間</p>	<p>(15) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避す</p>	<p>その都度必要と認められる期間</p>

<p>るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>		<p>るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	
<p>(16) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第1号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>医師の証明に基づき、1の年度において別表第2の定める期間</p>		
<p>2 任命権者は、会計年度任用職員が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p>		<p>2 任命権者は、会計年度任用職員が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p>	
<p>事由</p>	<p>期間</p>	<p>事由</p>	<p>期間</p>
<p>(1) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>医師の証明に基づき、最小限度必要と認める期間</p>	<p>(1) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>医師の証明に基づき、最小限度必要と認める期間</p>
		<p>(2) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に</p>	<p>医師の証明に基づき、1の年度において別表第2の定める期間</p>

		掲げる場合を除く。)	
(2) 略		(3) 略	
(3) 略		(4) 略	
(4) 略		(5) 略	
(5) 略		(6) 略	
(6) 略		(7) 略	
(7) 略		(8) 略	
(8) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(その養育する <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合</u> にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める期間)の範囲内の期間	(9) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、 <u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u> に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話を <u>行う</u> ことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(その養育する <u>小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合</u> にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める期間)の範囲内の期間
(9) 条例第15条第1	1の年度において5日(要	(10) 条例第15条第1	1の年度において5日(要

<p>項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の町長が別に定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>介護者が2人以上の場合にあつては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>	<p>項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の町長が別に定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>介護者が2人以上の場合にあつては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>3 第1項の表の第7号、第10号及び第11号並びに前項の表の第8号及び第9号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4・5 略</p>		<p>3 第1項の表の第7号、第10号及び第11号並びに前項の表の第9号及び第10号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4・5 略</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。